

平成31年度地下水の水質測定計画の考え方

1 水質測定計画の位置付けについて

(1) 目的

千葉県地下水の水質を常時監視するために必要な事項を定めることを目的としている。

(2) 法的根拠

水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条第1項の規定により、都道府県知事が作成するものとされており、同条第2項により、測定計画には県等が行う水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法等の事項を定めるものとされている。

(3) 計画の作成方法について

水質汚濁防止法第21条第1項の規定により、地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項について、千葉県環境審議会は、知事の諮問に応じて、調査審議することができることとされており、千葉県では、水質測定計画について、毎年諮問し、答申を踏まえて作成することとしている。

2 実施期間

平成31年4月から平成32年3月まで

3 測定機関

千葉県、水質汚濁防止法政令市（千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市及び市原市）

4 調査区分

(1) 概況調査

地下水質の概況を把握する調査で、次の2種類を行う。

① 定点観測

地下水の水質の経年的変化を把握するため、毎年同一地点を調査。

② 移動観測

県内をメッシュに区分し、全てのメッシュを概ね10年で一巡する調査。

(2) 継続監視調査

これまでに、汚染が確認された箇所を継続的に監視する調査。

なお、以下の場合を対象としない（市町村が要望した場合は除く）。

- ・ 重金属類について、過去を含め、周辺に当該物質を使用している事業場等が確認できない場合
- ・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、農業系の汚染由来だと推定される場合

- (3) その他調査（要監視項目調査）
要監視項目を対象に地下水の概況を把握する調査。

5 測定概要

- (1) 測定地点数
- | | |
|-----------------|-------|
| ①概況調査 | 186地点 |
| ・定点観測 | 19地点 |
| ・移動観測 | 167地点 |
| ②継続監視調査 | 133地点 |
| ③その他調査（要監視項目調査） | 53地点 |

(2) 測定項目

- ①概況調査
地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（28項目）
- ②継続監視調査
環境基準項目のうちこれまでに汚染が確認された項目
- ③その他調査（要監視項目調査）
要監視項目（24項目）

6 測定結果の送付及び公表等

政令市は、この水質測定計画に基づき実施した測定結果を県に送付するものとし、
県はこれらの測定結果を取りまとめの上公表する。

7 その他

本計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上定めるものとする。

(参考) 平成30年度計画との変更点

千葉県及び政令市がそれぞれ計画する地下水の水質測定方針を反映し作成した、平成31年度水質測定計画(案)の、昨年度との変更点は、以下のとおりである。

(1) ① 概況調査(定点観測)に係る変更点

変更箇所無し

(1) ② 概況調査(移動観測)に係る変更点

測定機関	変更内容	変更理由	記載箇所*
柏市	12地点 ⇒ 11地点	10年で一巡する調査のうち、当該年度の調査予定地点数。	P.34
松戸市	12地点 ⇒ 13地点	5年で一巡する調査のうち、当該年度の調査予定地点数。	P.34

千葉県、船橋市、市川市、市原市においては、地点数に変更はない。

(2) 継続監視調査に係る変更点

測定機関	変更内容	変更理由	記載箇所*
船橋市	新規追加1地点 廃止1地点	項目：いずれも揮発性有機化合物 新たな汚染井戸が発見された為、 1地点を継続監視調査に追加した。 測定井戸が廃止され、1地点減少した。	P.34
市川市	新規追加1地点	項目：揮発性有機化合物 新たな汚染井戸が発見された為、 1地点を継続監視調査に追加した。	P.34

千葉県、千葉市、柏市、松戸市、市原市においては、地点数に変更はない。

※市川市は地点の追加とは別に測定井戸の変更が1箇所あった。

(3) その他調査(要監視項目調査)に係る変更点

測定機関	変更内容	変更理由	記載箇所*
千葉県	10地点 ⇒ 9地点	5年で一巡する調査のうち、当該年度の調査予定地点数。	P.34
松戸市	14地点 ⇒ 15地点	5年で一巡する調査のうち、当該年度の調査予定地点数。	P.34

千葉市、船橋市、柏市、市川市、市原市においては、地点数に変更はない。

※記載箇所は資料1-1のページを示す。